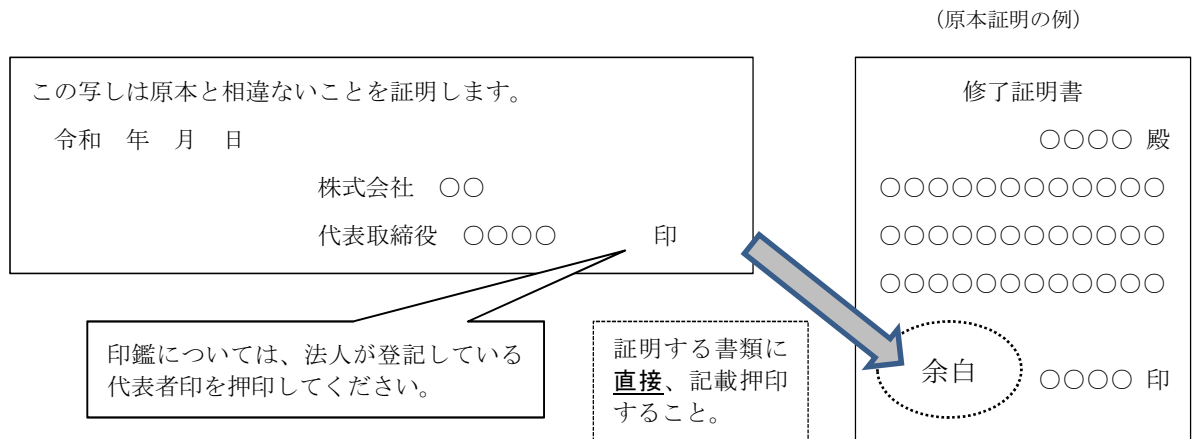


原本証明の方法

原本証明とは、原本を提出することができない書類についてその写しを提出する場合、確実に原本の写し（コピー）であることを申請者名義で証明していただくものです。

次の文言を参考に、それぞれの書類の写しの余白又は白紙の裏面に直接記載してください。



書類が2枚以上にわたる場合は、左側2か所をホチキスで綴じ、書類を開いた綴じ目のすべてに割印を押し、原本証明は最終頁の余白に行います。

